

本資料のうち、枠囲みの内容は、
営業秘密又は防護上の観点から
公開できません。

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-178 改2
提出年月日	平成30年6月19日

V-2-別添 2-2 溢水源としない耐震B，Cクラス機器の耐震性に
ついての計算書

目次

1. 概要	1
2. 基本方針	1
2.1 位置	1
2.2 構造概要	1
2.3 評価方針	1
2.4 適用規格	2
3. 地震応答解析	3
4. 応力評価	3
4.1 基本方針	3
4.2 評価対象部位	3
4.3 荷重及び荷重の組合せ	3
4.4 許容限界	5
4.5 評価方法	9
5. 評価条件	10
6. 耐震評価	12
6.1 耐震B, Cクラス機器の耐震評価	12

1. 概要

本資料は、V-2-別添2-1「溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針」の「2. 耐震評価の基本方針」に基づき、溢水源となり得る流体を内包する機器のうち溢水源として設定しない機器（以下「耐震B，Cクラス機器」という。）が、基準地震動 S_s による地震力に対して耐震性を有することを確認するものである。

2. 基本方針

2.1 位置

耐震B，Cクラス機器は、原子炉建屋原子炉棟及び海水ポンプ室に設置する。各機器の具体的な設置建屋及び設置高さは、表6-1及び表6-2に示し、設置建屋及び設置高さに応じた評価を行う。

2.2 構造概要

耐震B，Cクラス機器のうちタンク，熱交換器，冷却器等（以下「容器類」という。）の構造は、V-2-1-14-1「スカート支持たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」，V-2-1-14-2「横置一胴円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」，V-2-1-14-3「平底たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示しているスカート支持たて置円筒形容器，横置円筒形容器，平底たて置円筒形容器を適用できる構造である。

耐震B，Cクラス機器のうちポンプ及びファン等（以下「ポンプ類」という。）の構造は、V-2-1-14-4「横軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」，V-2-1-14-5「たて軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示している横置ポンプ，ファンを適用できる構造である。耐震B，Cクラス機器のうち配管，弁及び支持構造物の構造は、V-2-1-14-6「管の応力計算書及び耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示す配管，弁及び支持構造物を適用できる構造である。

2.3 評価方針

耐震B，Cクラス機器の応力評価は、V-2-別添2-1「溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針」の「3.1 荷重及び荷重の組合せ」及び「3.2 許容限界」にて設定している荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界を踏まえて、耐震B，Cクラス機器の評価対象部位に作用する応力が許容限界内にあることを、「3. 地震応答解析」及び「4. 応力評価」に示す方法により計算し、「5. 耐震評価」にて確認する。

耐震B，Cクラス機器のうち容器類については、V-2-1-14-1「スカート支持たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」，V-2-1-14-2「横置一胴円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」，V-2-1-14-3「平底たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示しているスカート支持たて置円筒形容

器，四脚たて置円筒形容器，横置円筒形容器，平底たて置円筒形容器，プレート式熱交換器及びラグ支持たて置き円筒形容器の構造と同様であり，耐震B，Cクラス機器のうちポンプ類については，V-2-1-14-4「横軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」，V-2-1-14-5「たて軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示している横置ポンプ，ファン及びユニットの構造と同様であることから，V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示している各機器，許容応力状態IV_ASの荷重の組合せを踏まえて，V-2-1-14-1「スカート支持たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」，V-2-1-14-2「横置一胴円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」，V-2-1-14-3「平底たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」の胴板，側板，支持脚，スカート，ラグ，基礎ボルト，取付ボルト及び溶接部並びにV-2-1-14-4「横軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」，V-2-1-14-5「たて軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」の基礎ボルト及び取付ボルトの評価式を用いて評価する。

耐震B，Cクラス機器の配管，弁及び支持構造物については，V-2-1-14-6「管の応力計算書及び耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示す配管，弁及び支持構造物の構造と同様であることから，V-2-1-14-6「管の応力計算書及び耐震性についての計算書作成の基本方針」に示す配管，弁及び支持構造物の解析方法を用いて評価する。

2.4 適用規格

- ・「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版）（2007年追補版を含む）（第I編 軽水炉規格）J S M E S N C 1-2005/2007）」日本機械学会
- ・「原子力発電所耐震設計技術指針」（日本電気協会 J E A G 4601-1987）
- ・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編」（日本電気協会 J E A G 4601・補-1984）
- ・「原子力発電所耐震設計技術指針」（日本電気協会 J E A G 4601-1991 追補版）

3. 地震応答解析

耐震B, Cクラス機器の地震応答解析は, V-2-別添2-1「溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針」の「4.1 地震応答解析」にて設定している評価方針にしたがい実施する。

4. 応力評価

4.1 基本方針

耐震B, Cクラス機器の応力評価は, V-2-別添2-1「溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針」の「4.2 耐震評価」にて設定している評価方針を踏まえ, 応力評価を実施する。

耐震B, Cクラス機器の応力評価は, 「4.2 評価対象部位」に示す評価対象部位に対し, 「4.3 荷重及び荷重の組合せ」及び「4.4 許容限界」に示す荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界を踏まえ, 「4.5 評価方法」に示す方法を用いて評価を行う。

4.2 評価対象部位

耐震B, Cクラス機器の評価対象部位は, 容器及びポンプ類については, V-2-1-14-1「スカート支持たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」, V-2-1-14-2「横置一胴円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」, V-2-1-14-3「平底たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」にて設定している胴板, 側板, 支持脚, スカート, ラグ, 基礎ボルト, 取付ボルト及び溶接部並びにV-2-1-14-4「横軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」, V-2-1-14-5「たて軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」にて設定している基礎ボルト及び取付ボルトを評価対象部位とする。

配管, 弁及び支持構造物については, V-2-1-14-6「管の応力計算書及び耐震性についての計算書作成の基本方針」に示す配管, 弁及び支持構造物を評価対象部位とする。評価結果は, 発生応力と許容応力を踏まえ, 評価上厳しい箇所の結果について記載する。

4.3 荷重及び荷重の組合せ

応力評価に用いる荷重及び荷重の組合せは, V-2-別添2-1「溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針」の「3.1 荷重及び荷重の組合せ」にて示している荷重及び荷重の組合せを用いる。

4.3.1 荷重, 種類

荷重は, 溢水起因の荷重と組合せはない*ため, 以下の荷重を用いる。

(1) 常時作用する荷重 (D)

死荷重は, 持続的に生じる荷重であり, 自重とする。

(2) 内圧荷重 (P_D)

内圧荷重は, 当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重とする。

(3) 機械的荷重 (M_D)

当該設備に設計上定められた機械的荷重。

(4) 地震荷重 (S_s)

地震荷重は, 基準地震動 S_sにより定まる地震力とする。

* : 地震起因により発生する溢水は, 地震後に作用するため, 地震荷重と組合せない。なお, V-1-1-8-3「溢水評価条件の設定」にて溢水源として設定する想定破損による溢水及び消火水の放水による溢水による荷重は, 地震起因による溢水と重畳しない。

4.3.2 荷重の組合せ

応力評価に用いる荷重の組合せは, 各機器の評価対象部位ごとに設定する。荷重の組合せを第4-1表に示す。

第4-1表 容器類の荷重の組合せ (1/3)

許容応力状態	荷重の組合せ	評価対象部位
IV _A S	D + P _D + M _D + S _s	胴板
		側板

第4-1表 配管の荷重の組合せ (2/3)

許容応力状態	荷重の組合せ	評価対象部位
IV _A S	D + P _D + M _D + S _s	配管
		弁

第4-1表 支持構造物の荷重の組合せ (3/3)

許容応力状態	荷重の組合せ	評価対象部位
IV _A S	D + P _D + M _D + S _S	支持脚
		スカート
		ラグ
		基礎ボルト
		取付ボルト
		溶接部

4.4 許容限界

耐震B、Cクラス機器の評価の許容限界は、V-2-別添2-1「溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針」の「3.2 許容限界」にて設定している許容限界に従って、「4.2 評価対象部位」にて設定している評価対象部位ごとに、許容応力状態IV_ASの許容応力を用いる。

各機器の評価対象部位ごとの許容限界を第4-2表に示す。

第4-2表 容器類, 許容限界 (1/3)

区分	耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応 力状態	許容限界*1			
				一次一般 膜応力	一次膜応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
容器 類	B, C	$D + P_D + M_D + S_s$	$IV_A S$	$0.6 \cdot S_u$	左欄の1.5倍 の値	*2 S_s 地震力のみによる疲労解析を行い, 疲労累 積係数が1.0以下であること。ただし, 地震動 のみによる一次+二次応力の変動値が $2 \cdot S_y$ 以下であれば, 疲労解析は不要。	

注記*1 座屈に対する評価が必要な場合は, クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*2 $2 \cdot S_y$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合, 設計・規格 PVB-3000 (PVB-3313を除く。 S_m は $2/3 \cdot S_y$ と読
み替える。) の簡易弾塑性解析を用いる。

第4-2表 配管の許容限界 (2/3)

区分	耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応 力状態	許容限界			
				一次一般 膜応力	一次応力 (曲げ応力含 む)	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
配管	B, C	$D + P_D + M_D + S_s$	$IV_A S$	*1 $0.6 \cdot S_u$	左欄の1.5倍 の値	*2 S_s 地震力のみによる疲労解析を行い、疲労累 積係数が1.0以下であること。ただし、地震動 のみによる一次+二次応力の変動値は $2 \cdot S_y$ 以下であれば、疲労解析は不要。	

注記*1 軸力による全断面平均応力については、許容応力状態 $III_A S$ の一次一般膜応力の許容値の0.8倍の値とする。

*2 $2 \cdot S_y$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 P P B-3536(1), (2), (4)及び(5) (ただし、 S_m は
 $2/3 \cdot S_y$ と読み替える。) の簡易弾塑性解析を用いる。

第4-2表 支持構造物の許容限界 (3/3)

耐震 クラス	荷重の 組合せ	許容応 力状態	許容限界*1, *2, *3 (ボルト等以外)										許容限界*2, *4 (ボルト等)	形式試験 による場合	
			一次応力					一次+二次応力					一次応力		許容荷重
			引張	せん 断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断 *6	曲げ *7	支圧	座屈	引張	せん断	
∞ B, C	D + P _D + M _D + S _S	IV _A S	1.5・ f _r * [*]	1.5・ f _s * [*]	1.5・ f _c * [*]	1.5・ f _b * [*]	1.5・ f _p * [*]	S _s 地震力のみによる応 力振幅について評価する。			*8 1.5・ f _p * [*]	*7, *8 1.5・f _b 1.5・f _s 又は 1.5・f _c	1.5・ f _t * [*]	1.5・ f _s * [*]	$T_L \cdot 0.6 \cdot \frac{S_{y d}}{S_{y t}}$

注記*1 「鋼構造設計規準 S I 単位版」(2002年日本建築学会)等の幅厚比の制限を満足させる。

*2 応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3 耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

*4 コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、III_ASの許容応力を一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_sとして、またIV_AS→III_ASとして応力評価を行う。

*5 薄肉円筒形状のもの座屈の評価にあつては、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*6 すみ肉溶接部にあつては最大応力に対して1.5・f_sとする。

*7 設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*8 自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

4.5 評価方法

(1) 溢水防護として要求する機能を踏まえ、V-2-別添2-1「溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針」の「3.2 許容限界」より、基準地震動 S_s による地震力に対して耐震性が確保され溢水に至らないことを確認するために、許容応力状態 $IV_A S$ で、許容限界を満足することを確認する。

(2) 減衰定数については、V-2-別添2-1「溢水防護に係る施設の耐震性についての計算書の方針」の「4.1.3 設計用減衰定数」に示す値を適用する。

(3) 評価に用いる解析コード並びにその適用機器及び使用目的を以下に記す。

耐震B、Cクラス機器の容器類及びポンプ類の固有値解析及び応力評価に用いる「MSC NASTRAN」の検証及び妥当性確認の概要については、V-5-1「計算機プログラム（解析コード）の概要・NASTRAN」に示す。配管、弁及び支持構造物の固有値解析等に用いる「SAP-IV」、**「HISAP」**、**「AutoPIPE」**の検証及び妥当性確認の概要については、V-5-3「計算機プログラム（解析コード）の概要・SAP-IV」、V-5-4「計算機プログラム（解析コード）の概要・HISAP」及びV-5-35「計算機プログラム（解析コード）の概要・AutoPIPE」に示す。

応力評価は、V-2-1-14-1「スカート支持たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」、V-2-1-14-2「横置一胴円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」、V-2-1-14-3「平底たて置円筒形容器の耐震性についての計算書作成の基本方針」、V-2-1-14-4「横軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」及びV-2-1-14-5「たて軸ポンプの耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示す評価方法及び、「原子力発電所耐震設計技術指針」（J E A G 4601-1987）日本電気協会」に準拠した、評価方法により評価を行う。

耐震B、Cクラス機器のうち配管の応力評価は、V-2-1-14-6「管の応力計算書及び耐震性についての計算書作成の基本方針」に示す配管の解析方法を用いて評価する。

5. 評価条件

3次元はりモデル解析により応力計算を行った配管について、解析モデル図を第5-1図に示し、配管諸元の一覧表を第5-1表に、質点質量の一覧表を第5-2表に示す。



第5-1図 解析モデル図

第5-1表 配管諸元

名称	単位	節点 2から8040
外径	mm	27.2
厚さ	mm	2.9
材料	—	STPG370
縦弾性係数	$\times 10^5 \text{MPa}$	2.06
最高使用圧力	MPa	0.87
最高使用温度	$^{\circ}\text{C}$	66

第5-2表 質点質量

--

6. 耐震評価

6.1 耐震B, Cクラス機器の耐震評価

耐震B, Cクラス機器が基準地震 S_s による地震力に対し, 耐震性を有することを確認した。なお, 算出応力が許容応力に近い機器・配管があるが, 地盤物性等のばらつきとして1.5を乗じた評価用震度を用いていることから, 実際の機器・配管の裕度は第6-1表及び第6-2表記載の値よりも大きくなる。

第6-1表 基準地震動 S_s に対する容器・ポンプ類の応力評価結果 (1/7)

区分	評価対象設備	耐震クラス	設置建屋	設置高さ	評価対象部位	応力の種類	算出応力	許容応力	判定	備考	
				EL. (m)			(MPa)	(MPa)			
容器類・ポンプ類	原子炉補機冷却系サージタンク	B	原子炉建屋 原子炉棟	38.8	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
	非再生熱交換器 (A)	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
	非再生熱交換器 (B)	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
	ドライウェル除湿機	C	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	基礎ボルト					○	
										○	
										○	

第6-1表 基準地震動 S_s に対する容器・ポンプ類の応力評価結果 (2/7)

区分	評価対象設備	耐震クラス	設置建屋	設置高さ	評価対象部位	応力の種類	算出応力	許容応力	判定	備考
				EL. (m)			(MPa)	(MPa)		
容器類・ポンプ類	DHC冷水ポンプ	C	原子炉建屋 原子炉棟	38.8	基礎ボルト				○	
	R/B機器ドレンサ ンプ熱交換器 (A)	B	原子炉建屋 原子炉棟	-4.0	支持材				○	
	R/B機器ドレンサ ンプ熱交換器 (B)	B	原子炉建屋 原子炉棟	-4.0	支持材				○	
	制御棒駆動水ポンプ 潤滑油冷却器 (A)	B	原子炉建屋 原子炉棟	2.0	基礎ボルト				○	
	制御棒駆動水ポンプ 潤滑油冷却器 (B)	B	原子炉建屋 原子炉棟	2.0	基礎ボルト				○	
	PASSクーラ	B	原子炉建屋 原子炉棟	8.2	基礎ボルト				○	
	サンプルクーラ	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	基礎ボルト				○	
	PLR-LFMG室 空調機	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	基礎ボルト				○	
	R/B 6Fローカ ルクーラ	B	原子炉建屋 原子炉棟	46.5	基礎ボルト				○	
										○

NT2 補② V-2-別添 2-2 R1

第6-1表 基準地震動 S_s に対する容器・ポンプ類の応力評価結果 (3/7)

区分	評価対象設備	耐震クラス	設置建屋	設置高さ	評価対象部位	応力の種類	算出応力	許容応力	判定	備考
				EL. (m)			(MPa)	(MPa)		
容器類・ポンプ類	原子炉冷却材浄化系循環ポンプA	B	原子炉建屋 原子炉棟	14.0	基礎ボルト				○	
									○	
	原子炉冷却材浄化系循環ポンプB	B	原子炉建屋 原子炉棟	14.0	基礎ボルト				○	
									○	
	燃料プール冷却浄化系熱交換器 (A)	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	胴				○	
					脚				○	
					基礎ボルト				○	
	燃料プール冷却浄化系熱交換器 (B)	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	胴				○	
					脚				○	
					基礎ボルト				○	
	燃料プール冷却浄化系逆洗水移送ポンプ	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	基礎ボルト				○	
	燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器 (A)	B	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	胴				○	
脚					○					
基礎ボルト					○					

第6-1表 基準地震動 S_s に対する容器・ポンプ類の応力評価結果 (4/7)

区分	評価対象設備	耐震クラス	設置建屋	設置高さ	評価対象部位	応力の種類	算出応力	許容応力	判定	備考	
				EL. (m)			(MPa)	(MPa)			
容器類・ポンプ類	燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器 (B)	B	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
										○	
	燃料プール冷却浄化系逆洗水受タンク	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
	○										
	燃料プール冷却浄化系保持ポンプA	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	基礎ボルト					○	
	燃料プール冷却浄化系保持ポンプB	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	基礎ボルト					○	
	燃料プール冷却浄化系プリコートポンプ	B	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	基礎ボルト					○	
										○	
	燃料プール冷却浄化系プリコートタンク	B	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	胴					○	
					基礎ボルト					○	
	燃料プール冷却浄化系再循環ポンプA	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	基礎ボルト					○	
	燃料プール冷却浄化系再循環ポンプB	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	基礎ボルト					○	

第6-1表 基準地震動 S_s に対する容器・ポンプ類の応力評価結果 (5/7)

区分	評価対象設備	耐震クラス	設置建屋	設置高さ	評価対象部位	応力の種類	算出応力	許容応力	判定	備考
				EL. (m)			(MPa)	(MPa)		
容器類・ポンプ類	原子炉冷却材浄化系 逆洗水受タンク	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	胴	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	○	
					脚				○	
					基礎ボルト				○	
	原子炉冷却材浄化系 逆洗水移送ポンプ	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	基礎ボルト				○	
					基礎ボルト				○	
	原子炉冷却材浄化系 フィルタ脱塩器 (A)	B	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	胴				○	
					脚				○	
					基礎ボルト				○	
	原子炉冷却材浄化系 フィルタ脱塩器 (B)	B	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	胴				○	
					脚				○	
					基礎ボルト				○	
	原子炉冷却材浄化系 プリコートタンク	B	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	胴				○	
					基礎ボルト				○	
	原子炉冷却材浄化系 保持ポンプA	B	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	基礎ボルト				○	
基礎ボルト					○					
原子炉冷却材浄化系 保持ポンプB	B	原子炉建屋 原子炉棟	34.7	基礎ボルト	○					
				基礎ボルト	○					

NT2 補② V-2-別添 2-2 R1

第6-1表 基準地震動S_sに対する容器類・ポンプ類の応力評価結果 (6/7)

区分	評価対象設備	耐震クラス	設置建屋	設置高さ	評価対象部位	応力の種類	算出応力	許容応力	判定	備考	
				EL. (m)			(MPa)	(MPa)			
容器類・ポンプ類	再生熱交換器 (A)	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
	再生熱交換器 (B)	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
	再生熱交換器 (C)	B	原子炉建屋 原子炉棟	29.0	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
	制御棒駆動水加熱器	B	原子炉建屋 原子炉棟	2.0	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
	制御棒駆動水系ポンプ (A) サクションフィルタ	B	原子炉建屋 原子炉棟	2.0	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	
	制御棒駆動水系ポンプ (B) サクションフィルタ	B	原子炉建屋 原子炉棟	2.0	胴					○	
					脚					○	
					基礎ボルト					○	

第 6-1 表 基準地震動 S_s に対する容器類・ポンプ類の応力評価結果 (7/7)

区分	評価対象設備	耐震クラス	設置建屋	設置高さ	評価対象部位	応力の種類	算出応力	許容応力	判定	備考
				EL. (m)			(MPa)	(MPa)		
容器類・ポンプ類	スクラム排水容器 (I)	B	原子炉建屋 原子炉棟	20.3	胴	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	○	
					架台				○	
	スクラム排水容器 (II)	B	原子炉建屋 原子炉棟	20.3	胴				○	
					架台				○	
	制御棒駆動水ポンプ A	B	原子炉建屋 原子炉棟	2.0	基礎ボルト				○	
									○	
	制御棒駆動水ポンプ B	B	原子炉建屋 原子炉棟	2.0	基礎ボルト				○	
									○	
	補器冷却系海水ポンプ A	C	海水ポンプ室	0.80	基礎ボルト				○	
									○	
	補器冷却系海水ポンプ B	C	海水ポンプ室	0.80	基礎ボルト				○	
									○	
補器冷却系海水ポンプ C	C	海水ポンプ室	0.80	基礎ボルト	○					
					○					

第6-2表 基準地震動 S_s に対する配管、弁及び支持構造物の応力評価結果

区分	評価対象系統	設置建屋	設置高さ	耐震 クラス	評価対象 部位	応力の 種類	算出応力	許容応力
			EL. (m)				(MPa)	(MPa)
配 管 ・ 弁 及 び 支 持 構 造 物	原子炉補機冷却水系 (RCW系)	原子炉建屋 原子炉棟	EL. 8.20 m	B	配管本体			
					支持構造物			
	燃料プール冷却浄化系 (FPC系)	原子炉建屋 原子炉棟	EL. 29.00 m	B	配管本体			
					支持構造物			
	復水・純水移送系 (MUW系)	原子炉建屋 原子炉棟	EL. -4.00 m～ EL. 8.20 m	B	配管本体			
					支持構造物			
	原子炉冷却材浄化系 (CUW系)	原子炉建屋 原子炉棟		B	配管本体			
					支持構造物			
	制御棒駆動系 (CRD系)	原子炉建屋 原子炉棟	EL. 20.30 m	B	配管本体			
					支持構造物			
	屋内消火系 (FP系)	原子炉建屋 原子炉棟	EL. 8.20 m～ EL. 29.00 m	C	配管本体			
					支持構造物			

NT2 補② V-2-別添 2-2 RIE